



彩の国
埼玉県

令和 8 年度 事業概要



埼玉県西部福祉事務所

目 次

1	西部福祉事務所の概要	1
(1)	沿革	1
(2)	管内の概況	2
(3)	組織	3
(4)	業務	4
2	高齢者施設の整備	5
(1)	高齢化の状況	5
(2)	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の整備状況	6
3	介護保険事業の推進	9
(1)	介護保険事業所の指定及び指導	9
(2)	介護職員初任者研修事業者の指定等	10
4	障害者福祉施設整備状況	11
5	生活保護	13
(1)	生活保護の動向	13
(2)	世帯類型別被保護世帯の状況	14
(3)	申請、開始、廃止の状況	14
(4)	自立支援事業（生活保護受給者・生活困窮者）	15
(5)	実施体制	15
6	地域福祉	16
(1)	障害者福祉	16
(2)	母子・父子・寡婦福祉	17
(3)	女性相談	20
(4)	児童福祉	20
(5)	日本赤十字社埼玉県支部西部地区	21

1 西部福祉事務所の概要

(1) 沿革

①入間福祉事務所、比企福祉事務所

昭和26年10月 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）及び埼玉県福祉事務所設置条例（昭和26年条例第64号）に基づき、入間郡を所管する福祉全般に関する事務所として入間福祉事務所、比企郡を所管する福祉全般に関する事務所として比企福祉事務所が設置される（県福祉事務所は、全体で8か所）。

平成5年4月 老人及び身体障害者福祉の分野での施設入所措置事務等が、都道府県から町村へ移譲されるとともに、新たに市町村老人保健福祉計画推進の支援、特別養護老人ホーム等の運営指導整備、市町村事務指導監査、補助金事務、市町村への助言指導・連絡調整等の機能が追加される。

8年4月 老人保健施設、訪問看護ステーション、障害児（者）福祉施設の整備、運営指導等の機能が加えられる。

②入間東、入間西、比企福祉保健総合センター

平成9年4月 保健・医療・福祉政策の企画調整機能の強化を図るため、埼玉県行政組織規則（昭和42年規則第1号）に基づく衛生部の地方機関として入間東、入間西、比企の各福祉保健総合センターが設置される（同センターは、県全体で10か所）。

10年4月 福祉部と衛生部が統合・再編された健康福祉部の出先機関となる。

11年4月 埼玉県福祉保健総合センター設置条例（平成10年条例第62号）の施行により、①福祉に関する事務②保健医療に関する事務③福祉と保健医療に係る施策の総合調整に関する事務を行う行政機関となる。同時に、埼玉県福祉事務所設置条例は廃止され、センターが社会福祉事業法に規定する「福祉に関する事務所」の機能を持つこととなる。

17年4月 組織改正により、健康福祉部が保健医療部と福祉部に分割され保健医療部の地域機関となる。

18年4月 計画推進担当は、計画推進・指導監視担当と名称が変更される。

19年4月 計画推進・指導監視担当は、計画推進担当と名称が変更される。

③西部福祉事務所

平成22年4月 入間東、入間西、比企の各福祉保健総合センターが廃止され福祉部門を所管する機関として、福祉部に西部福祉事務所が設置される。

23年4月 西部母子福祉センター（26年10月から西部母子・父子福祉センター）が併設される。

(2) 管内の概況

ア 面積、人口

西部福祉事務所の管内は、川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村の15市10町1村である。

管内の面積は1,143.80 km²、推計人口は2,270,113人（令和8年4月1日現在）であり、いずれも全県の約3割を占めている。

なお、5年前と比べると、推計人口は、市部で11,463人の減(△0.6%)であるが、郡部では11,797人の減(△5.5%)となっている。また、世帯数は、市部で32,976世帯の増(3.5%)、郡部で171世帯の増(0.2%)となっている。

イ 歴史及び地勢

当地域は県の南西部に位置し、東京都心から20～70 kmの広範囲に及んでいる。北東には低地、そして東から台地、丘陵へと続き、西の秩父山地に至る。

古墳時代の群集墓である吉見の百穴(吉見町)などの史跡があり早くから人々が生活していたことが分かる。また、奈良時代の初めには朝鮮半島からの渡来人によって、高麗川流域が開発されたといわれ、日高市高麗本郷はこれにちなんだ地名である。

ウ 交通及び産業

関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道が、管内を貫く大動脈となっているほか、国道16号、254号、299号、407号、463号などが基幹的な交通網を形成している。また、鉄道網は、東武東上線、西武池袋線、西武新宿線が都内と直結しているほか、JR川越線、八高線が県西部を通っている。都心への交通利便性が高く、昭和50年代にかけて急激に人口が増加した。

工業では、川越・狭山工業団地が造成されるなど、多様な産業の集積地となっている一方、伝統的な地場産業として小川和紙やときがわの建具などが盛んである。

商業では、川越や所沢などで駅周辺の商業集積が進んでいる。

農林業では、全国的に知名度の高い狭山茶をはじめ、川越イモや毛呂山町のユズ、越生の梅などの特産品や飯能市の西川林業が有名である。

◆市町村別人口・世帯数等◆

令和8年4月1日現在

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (km ²)		人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (km ²)
埼玉県	7,284,957	3,307,888	3,797.75	鶴ヶ島市	70,557	32,935	17.65
管内総数	2,270,113	1,037,354	1,143.80	日高市	53,200	23,425	47.48
川越市	354,843	159,223	109.13	ふじみ野市	112,585	50,995	14.64
所沢市	342,828	160,668	72.11	三芳町	37,196	15,228	15.33
飯能市	77,260	33,717	193.05	毛呂山町	33,014	15,681	34.07
東松山市	91,335	41,551	65.35	越生町	10,103	4,532	40.39
狭山市	142,585	65,740	48.99	滑川町	19,905	8,162	29.68
入間市	139,588	62,348	44.69	嵐山町	17,232	7,608	29.92
朝霞市	147,251	68,427	18.34	小川町	26,105	11,606	60.36
志木市	74,994	34,233	9.05	川島町	17,809	7,293	41.63
和光市	84,064	41,323	11.04	吉見町	16,705	6,859	38.64
新座市	164,336	75,776	22.78	鳩山町	12,543	5,307	25.73
富士見市	113,162	54,082	19.77	ときがわ町	9,665	4,089	55.90
坂戸市	99,006	45,636	41.02	東秩父村	2,242	910	37.06

福祉事務所の位置と所管区域

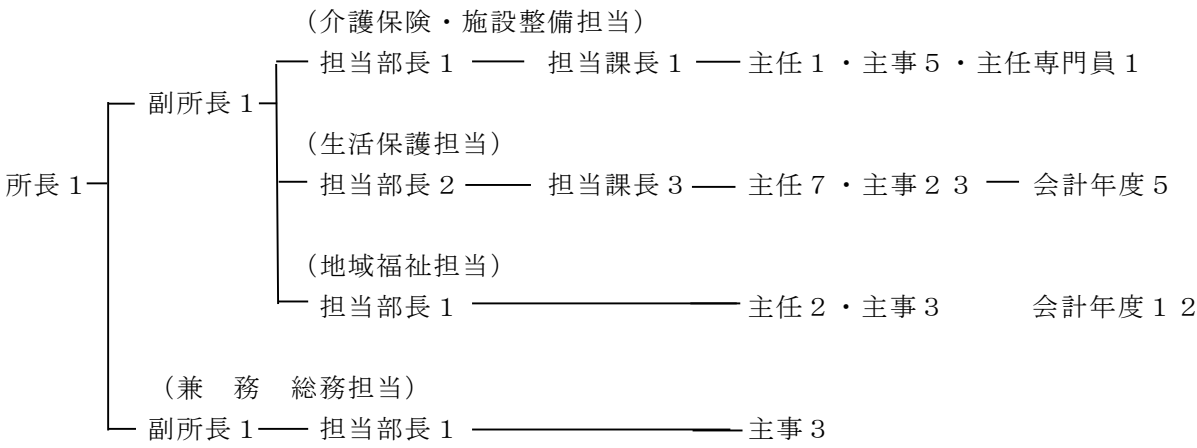


(3) 組織

西部福祉事務所には、介護保険・施設整備担当、生活保護担当、地域福祉担当及び総務担当（兼務）が置かれている。

職員数は 74 名（含：会計年度任用職員 17 名、兼務職員 5 名）である。

西部福祉事務所組織図（令和 8 年 8 月 1 日現在）



現 員（令和 8 年 8 月 1 日現在） ※（）内は兼務で内数

所長	副所長	担当 部長	担当 課長	主任・ 主事	主任専門員	会計年度 任用職員	合計
1	2 (1)	5 (1)	4	4 5 (3)	1	1 7	7 4 (5)

(4) 業 務

ア 介護保険・施設整備担当

- 介護保険事業者の指定・更新及び指導に関すること
- 老人居宅生活支援事業に関すること
- 介護員の養成研修事業者の指定に関すること
- 社会福祉法人の定款変更認可等に関すること
- 老人福祉施設の整備・運営指導に関すること
- 介護老人保健施設の整備・運営指導に関すること
- 高齢者支援計画の推進に関すること
- 障害者（児）施設の整備・運営指導に関すること
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する事業所の指定・変更等に伴う現地確認に関すること
- 障害者支援計画の推進に関すること

イ 生活保護担当

- 生活保護法施行事務に関すること
- 生活困窮者自立支援事業に関すること

ウ 地域福祉担当

- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、償還に関すること
- ひとり親家庭、寡婦福祉相談に関すること
- 女性保護相談及びDV被害者の保護等に係る相談に関すること
- 母子・父子福祉センターに関すること
- 児童福祉に関すること
- 特別障害者手当等の認定に関すること
- 障害児（者）福祉に係る補助金事務に関すること
- 障害児等療育支援事業に関すること
- 社会福祉に係るボランティア活動の普及啓発に関すること
- 日赤地区組織との連絡調整に関すること

エ 総務担当

- 服務、文書、福利厚生等に関すること
- 給与、収入、支出、旅費、予算、決算に関すること
- 財産、物品等の管理事務に関すること

2 高齢施設の整備

本県はこれまで人口増加が続いていたが、令和4年に総務省が公表した人口推計では初めて人口が減少した。令和7年（2025年）に団塊の世代全てが後期高齢者となった中、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）に向け、現役世代人口が減少する一方で、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれている。

令和7年度末現在の要介護（要支援）認定者数は約38万人で、介護保険制度創設時の平成12年4月と比較すると、約4.7倍に増加している。要介護（要支援）認定者のうち、実際に介護サービスを利用している方は約84%に達している。

本県では、こうした状況に的確に対応し、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために、高齢者に関する総合計画である『埼玉県高齢者支援計画』に基づき、介護老人福祉施設整備などの高齢社会対策関連事業の推進を図っている。

（1）高齢化の状況

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に推計した日本の地域別将来推計人口によると、管内の令和7年推計高齢化率は、管内では、川越比企圏域と西部圏域で県平均を上回っており、今後さらに急速に高齢化が進むことが見込まれている。

特に、西部圏域の令和32年時点での高齢化率は、県平均を4.4ポイント上回る39.9%になるものと推定されている。

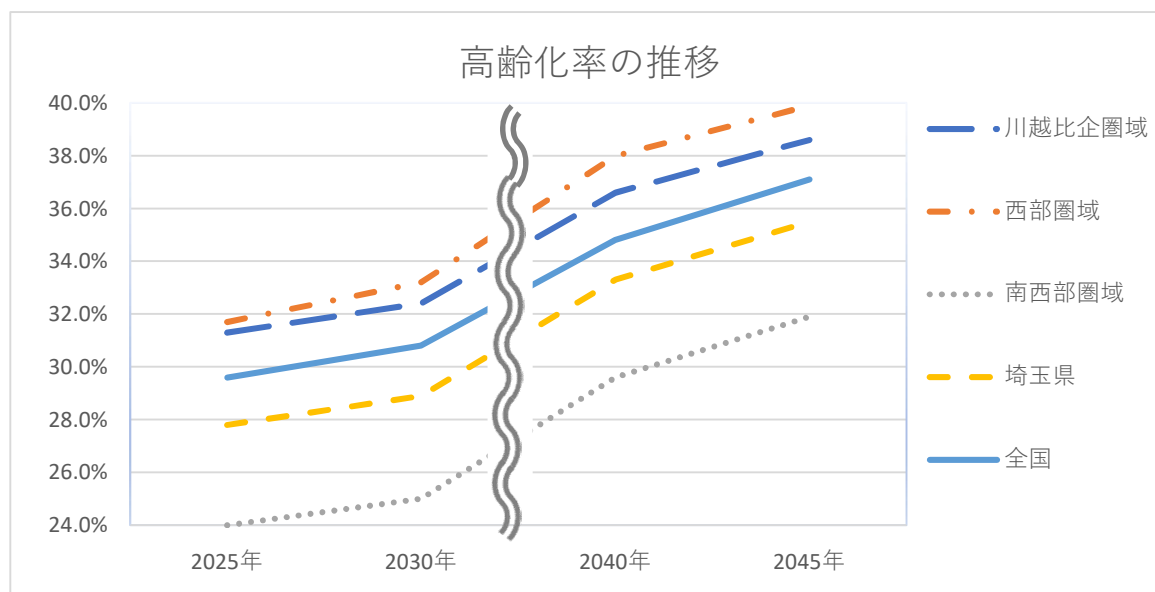


表1 高齢化率の推定

	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)
川越比企圏域	31.3%	32.4%	36.6%	38.6%
西部圏域	31.7%	33.2%	38.0%	39.9%
南西部圏域	24.0%	25.0%	29.6%	31.9%
埼玉県	27.8%	28.9%	33.3%	35.5%
全国	29.6%	30.8%	34.8%	37.1%

(2) 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の整備状況（表2）

管内の市町村ごとの施設の整備状況は下記のとおりである。

ア 特別養護老人ホーム（表2）

項目 社 老 園 人 域 福 市町村			整備目標 (9 期計画)			整備状況				入所 希望者数
			令和6 年 度末	令和7 年 度末	令和8 年 度末	令和8年4月1日 現在		令和8年度末 予定		令和5年 4月1日 現在
			定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)	施設数	定員 (人)	施設数	人
川 越 比 企	1	川越市	4,308	4,428	4,678	1,427	18	1,427	18	234
	2	東松山市				426	8	426	8	88
	3	坂戸市				530	6	530	6	119
	4	鶴ヶ島市				400	4	400	4	61
	5	毛呂山町				270	4	270	4	56
	6	越生町				170	2	170	2	16
	7	滑川町				88	2	88	2	10
	8	嵐山町				168	2	168	2	10
	9	小川町				135	3	135	3	41
	10	川島町				110	2	80	1	29
	11	吉見町				80	1	80	1	35
	12	鳩山町				180	2	180	2	5
	13	ときがわ町				164	2	164	2	13
	14	東秩父村				100	2	100	2	3
	計(4市9町1村)							4,248	58	4,218
西 部	1	所沢市	3,997	4,017	4,267	1,460	20	1,470	20	408
	2	飯能市				324	5	334	5	77
	3	狭山市				1,042	14	1,042	14	207
	4	入間市				913	13	913	13	139
	5	日 高市				295	3	295	3	82
	計(5市)					4,034	55	4,054	55	913
南 西 部	1	朝霞市	3,034	3,092	3,292	404	6	404	6	144
	2	志木市				380	4	380	4	67
	3	和光市				60	1	60	1	58
	4	新座市				719	9	719	9	155
	5	富 士見市				625	10	625	10	164
	6	ふじみ野市				508	7	508	7	107
	7	三芳町				338	5	338	5	24
	計(6市1町)					3,034	42	3,034	42	719
管内計(15市10町1村)			11,339	11,537	12,237	11,316	155	11,306	154	2,352

令和8年度の整備予定（表3）

圏域			南西部	川越比企	西 部	合 計
種別						
特別養護 老人ホーム	創設	1 年目	1件(140床)	0件(0床)	1件(100床)	2件(240床)
		2 年目	0件(0床)	1件(112床)	0件(0床)	1件(112床)
	増床	1 年目	0件(0床)	1件(90床)	0件(0床)	1件(90床)
		2 年目	0件(0床)	0件(0床)	0件(0床)	0件(0床)
	改築	1 年目	0件(0床)	1件(100床)	0件(0床)	1件(100床)
		2 年目	0件(0床)	0件(0床)	0件(0床)	0件(0床)
	大規模修繕		0件(一床)	1件(一床)	1件(一床)	2件(一床)
軽費老人ホーム	大規模修繕		0件(一床)	0件(一床)	0件(一床)	0件(一床)
創設			1件(140床)	1件(112床)	1件(100床)	3件(352床)
増床			0件(0床)	1件(90床)	0件(0床)	1件(90床)
改築			0件(0床)	1件(100床)	0件(0床)	1件(100床)
大規模修繕			0件(一床)	1件(一床)	1件(一床)	2件(一床)

イ 介護老人保健施設（表4）

老人福祉圏域 市町村			整備目標 (9 期計画)			整備状況				
			令和6 年度末	令和7 年度末	令和8 年度末	令和8年4月1日 現在			令和8年度末 予定	
			定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)	定員のうち 療養病床か らの転換分	施設数	定員 (人)	施設数
川 越 比 企	1	川越市	1,746	1,746	1,846	700		8	令和8年度に整備予定の老人保健施設はない。	
	2	東松山市				184		2		
	3	坂戸市				300		3		
	4	鶴ヶ島市				108		1		
	5	毛呂山町				100		1		
	6	越生町				0		0		
	7	滑川町				100	28	1		
	8	嵐山町				0		0		
	9	小川町				0		0		
	10	川島町				100		1		
	11	吉見町				54	35	1		
	12	鳩山町				0		0		
	13	ときがわ町				0		0		
	14	東秩父村				100		1		
	計（ 4 市9 町1 村）					1,746	63	19		
西 部	1	所沢市	1,647	1,647	1,747	670		7		
	2	飯能市				207		3		
	3	狭山市				300		3		
	4	入間市				370		4		
	5	日高市				100		1		
	計（ 5 市）					1,647	0	18		
南 西 部	1	朝霞市	2,014	2,014	2,014	375		3		
	2	志木市				120		1		
	3	和光市				99		1		
	4	新座市				244		2		
	5	富士見市				304		3		
	6	ふじみ野市				542		5		
	7	三芳町				330		4		
	計（ 6 市1 町）					2,014	0	19		
管内計(15市10町1村)			5,407	5,407	5,607	5,407	63	56		

注 定員のうち、療養病床からの転換分は、入所定員総数(整備枠数)の対象外である。

ウ 介護医療院(表5)

老人福祉圏域 項目	整備目標 (9期計画)			整備状況			
	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和8年4月1日現在		令和8年度末予定	
	定員(人)	定員(人)	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
川越比企	47	47	147	0	0	0	0
西部	537	537	637	4	507	4	507
南西部	0	100	200	0	0	0	0
管内計	584	684	984	4	507	4	507

エ 介護保険施設以外の施設サービス等(表6)

令和8年4月1日現在

施設の種類	※1 養護老人ホーム	軽費老人ホーム		※2 地域包括支援センター	※2 老人福祉センター
		A型 ※1	ケアハウス ※2		
施設数	3	3	24	108	32
定員(人)	200	160	1,392	—	—

※1 川越市の施設含む

※2 川越市、和光市の施設含む

オ 特定施設入居者生活介護(表7)

令和8年4月1日現在

圏域 種別	南西部	川越比企	西部	合計
広域型	47施設(2,934床)	57施設(3,240床)	61施設(4,104床)	165施設(10,278床)
地域密着型	2施設(58床)	2施設(45床)	1施設(29床)	5施設(132床)
合計	49施設(2,992床)	59施設(3,285床)	62施設(4,133床)	170施設(10,410床)

※ 以下の施設では、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることができる。

- ①有料老人ホーム
- ②サービス付き高齢者向け住宅
- ③ケアハウス
- ④養護老人ホーム(管内では対象施設なし)

3 介護保険事業の推進

(1) 介護保険事業所の指定及び指導

事業者が介護サービス事業を行うためには、介護保険法上の指定（介護老人保健施設・介護医療院については許可）を受ける必要がある。

指定は、原則として都道府県知事が行うこととされており（ただし、地域密着型の介護サービス事業については市町村長が指定）、管内の事業所数は下記のとおりである。

管内介護保険サービス事業所数(表8)

(令和8年5月1日現在)

区分	サービスの種類	事業所数	7年度 新規指定申 請	7年度 更新申請	7年度変更 届・体制届
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	363	20	78	379
	訪問入浴介護	14	0	3	14
	訪問看護	264	19	29	253
	訪問リハビリテーション	36	0	3	27
	居宅療養管理指導	3	0	0	18
	通所介護	308	12	53	277
	通所リハビリテーション	51	0	0	37
	短期入所生活介護	162	0	44	215
	短期入所療養介護	5	0	0	43
	特定施設入居者生活介護	158	23	20	369
	福祉用具貸与	92	1	8	49
	特定福祉用具販売	93	1	6	20
施 設	介護老人福祉施設	121	0	49	199
	介護老人保健施設	46	0	18	109
	介護医療院 (介護療養型医療施設)	4	0	3	6
合 計		1,720	76	314	2,015

※1 川越市、和光市、地域密着を除く

※2 変更届・体制届については、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する届出数を除く

※3 適正な事業所運営の確保を図り、各利用者に対応したサービスの質的な向上を図るために、福祉監査課が実施している集団指導及び実地指導に協力・同行している。

(2)介護職員初任者研修事業者の指定等

訪問介護員等を養成するため、介護職員初任者研修事業者及び介護職員初任者研修の指定を行っている。

初任者研修の状況(表9)

【令和7年度実績】

		研修の指定数	講座数	研修修了人数
初任者研修	通学	6	27	180
	通信	35	93	656
生活援助	通学	0	0	0
従事者研修	通信	0	0	0
計		41	120	836

4 障害者福祉施設整備状況（表9）

県では、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、共同生活援助事業所等の整備を進めるため、社会福祉法人等に対して整備補助金を交付するなど支援を行っている。
障害者福祉施設の整備状況は次のとおりとなっている。

令和8年8月1日現在

項目 障害福祉圏域 市町村		社会福祉法人 （※1）				入所系施設 （※2）			通所系事業所 （※2）		合計 （日中活動＋通所事業所）	
		管内	うち 市所管	うち 県所管	県のうち 障害課	施設	入所 定員	日中 定員	施設	定員	施設	定員
川越比企	川越市	35	30	5	0	6	260	342	123	2172	129	2514
	東松山市	16	10	6	4	3	310	355	29	508	32	863
	坂戸市	11	9	2	1	1	50	60	22	320	23	380
	鶴ヶ島市	9	8	1	0	0	0	0	22	385	22	385
	毛呂山町	7		7	1	7	555	565	7	407	14	972
	越生町	4		4	1	0	0	0	3	72	3	72
	滑川町	9		9	3	2	96	96	8	150	10	246
	嵐山町	5		5	0	2	369	369	9	210	11	579
	小川町	4		4	0	0	0	0	6	135	6	135
	川島町	3		3	1	0	0	0	4	100	4	100
	吉見町	3		3	1	2	120	120	3	50	5	170
	鳩山町	3		3	0	2	107	120	1	20	3	140
	ときがわ町	3		3	0	0	0	0	4	80	4	80
	東秩父村	2		2	0	0	0	0	0	0	0	0
		114	57	57	12	25	1867	2027	241	4609	266	6636
西部	所沢市	34	24	10	2	6	668	666	85	1621	91	2287
	飯能市	7	5	2	0	1	50	50	21	338	22	388
	狭山市	21	16	5	1	3	137	152	24	539	27	691
	入間市	16	12	4	2	3	154	184	25	605	28	789
	日高市	7	6	1	1	0	0	0	16	370	16	370
		85	63	22	6	13	1009	1052	171	3473	184	4525
南西部	朝霞市	16	10	6	0	1	40	80	20	397	21	477
	志木市	8	2	6	1	0	0	0	15	280	15	280
	和光市	6	6	0	0	1	50	50	11	194	12	244
	新座市	20	14	6	1	0	0	0	31	492	31	492
	富士見市	10	8	2	0	1	30	0	21	318	22	318
	ふじみ野市	15	12	3	0	0	0	0	26	404	26	404
	三芳町	7		7	2	2	90	120	6	150	8	270
		82	52	30	4	5	210	250	130	2235	135	2485
管内計(15市10町1村)		281	172	109	22	43	3086	3329	542	10317	585	13646
圏域計／県計		31.3%	27.0%	41.9%	46.8%	41.0%	49.9%	45.6%	28.5%	29.4%	29.1%	32.1%
県計		897	637	260	47	105	6186	7307	1905	35139	2010	42446

（※1）社会福祉法人数は、令和7年4月1日現在。厚生労働省等の所管法人を除く。

（※2）川越市、和光市の施設数及び定員数には、各市所管分を含む。

令和8年7月31日現在

障害福祉圏域 市町村 項目		グループホーム (※2、※3)		障害児入所施設 (※4)		障害児通所事業所 (※2、※5)	
		施設 (住居)	定員	施設	定員	施設	定員
川越比企	川 越 市	96	596	1	41	63	1104
	東 松 山 市	64	385	0	0	13	160
	坂 戸 市	44	232	0	0	26	410
	鶴ヶ島市	19	164	0	0	12	170
	毛呂山町	14	85	1	332	4	73
	越 生 町	3	23	0	0	1	10
	滑 川 町	1	9	0	0	4	40
	嵐 山 町	21	140	2	85	2	30
	小 川 町	3	17	0	0	3	40
	川 島 町	3	16	0	0	1	20
	吉 見 町	14	67	0	0	2	30
	鳩 山 町	1	10	0	0	4	60
	ときがわ町	2	11	0	0	0	0
	東 秩 父 村	0	0	0	0	0	0
		285	1755	4	458	135	2147
西部	所 沢 市	95	521	0	50	47	680
	飯 能 市	20	142	0	0	18	250
	狭 山 市	39	241	0	0	20	274
	入 間 市	44	247	0	0	17	231
	日 高 市	30	139	0	0	4	50
		228	1290	0	50	106	1485
南西部	朝 霞 市	14	119	0	0	39	527
	志 木 市	21	121	0	0	16	210
	和 光 市	6	41	0	0	17	230
	新 座 市	45	278	0	0	54	712
	富 士 見 市	20	143	0	0	27	404
	ふじみ野市	26	178	0	0	35	595
	三 芳 町	3	25	0	0	3	48
		135	905	0	0	191	2726
管内計(15市10町1村)		648	3950	4	508	432	6358
圏 域 計 / 県 計		28.5%	29.6%	26.7%	54.0%	25.1%	28.9%
県 計		2275	13343	15	940	1724	22018

(※3) グループホームは、令和8年7月31日現在。

(※4) 障害児入所施設は、令和8年6月1日現在。

(※5) 障害児通所事業所とは、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を含む。県計のうち、川口市の定員は未計上。

5 生活保護

生活保護は、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を目的とするものである。

生活保護担当の担当地域は、入間郡（三芳町・毛呂山町・越生町）、比企郡（滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町）及び秩父郡の一部（東秩父村）、10 町 1 村である。

（１）生活保護の動向

令和 6 年度における管内の生活保護の実施状況は、年度末時点で被保護世帯 2,095 世帯、被保護人員 2,558 人、保護率は 1.25%となっている。

管内の被保護世帯数及び被保護人員は前年度よりも増加し、保護率も上昇した。

図 1 被保護世帯の推移

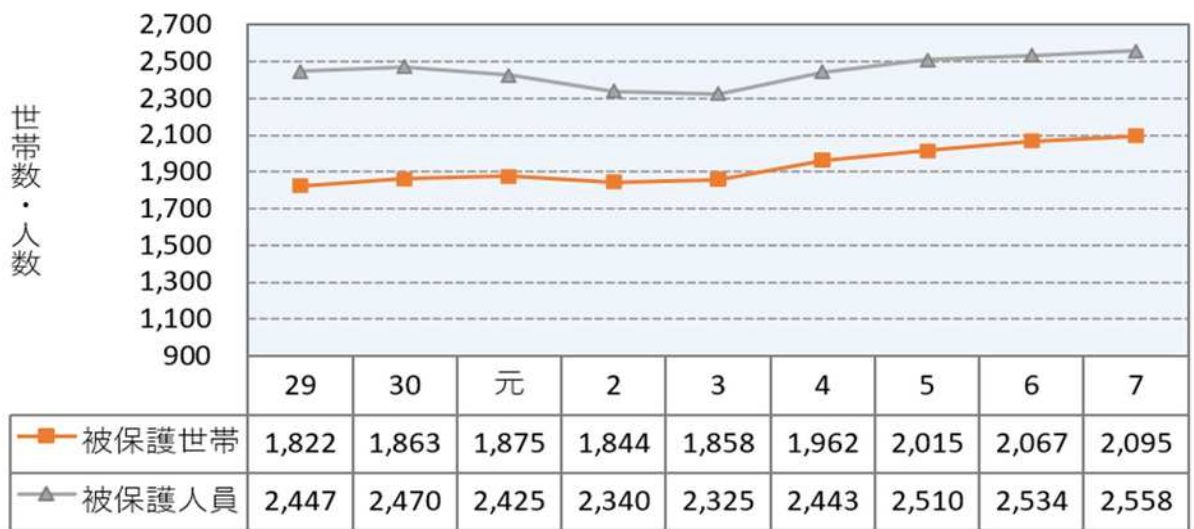
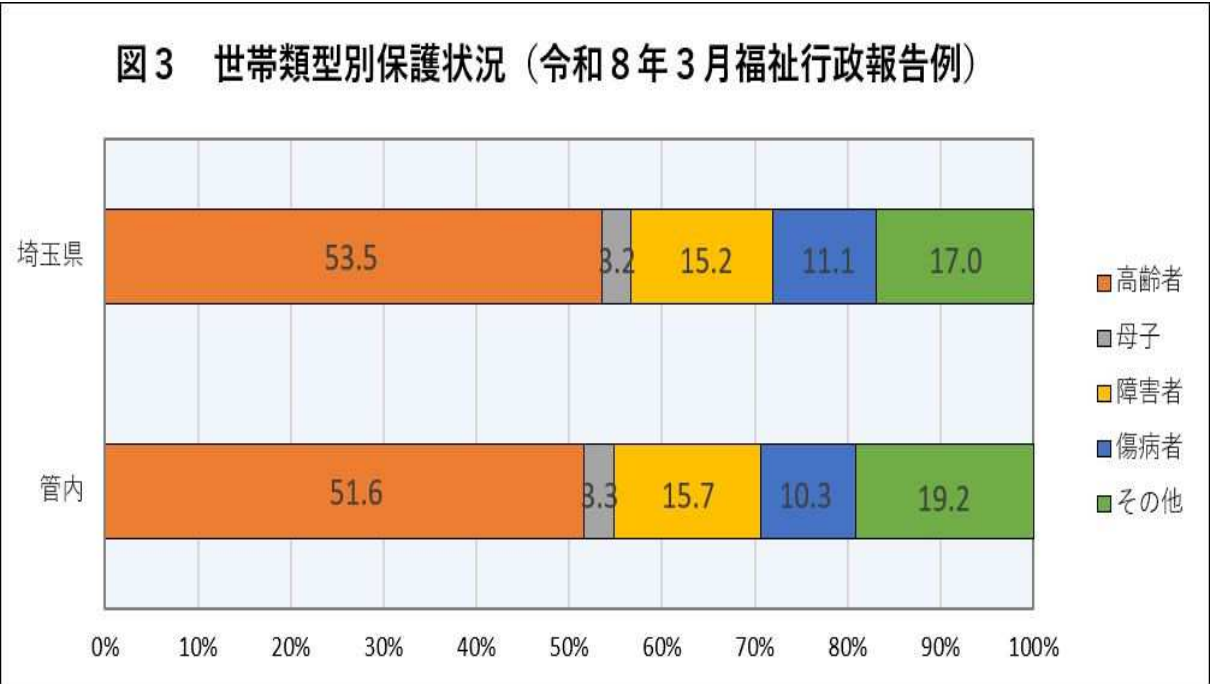


図 2 保護率の推移



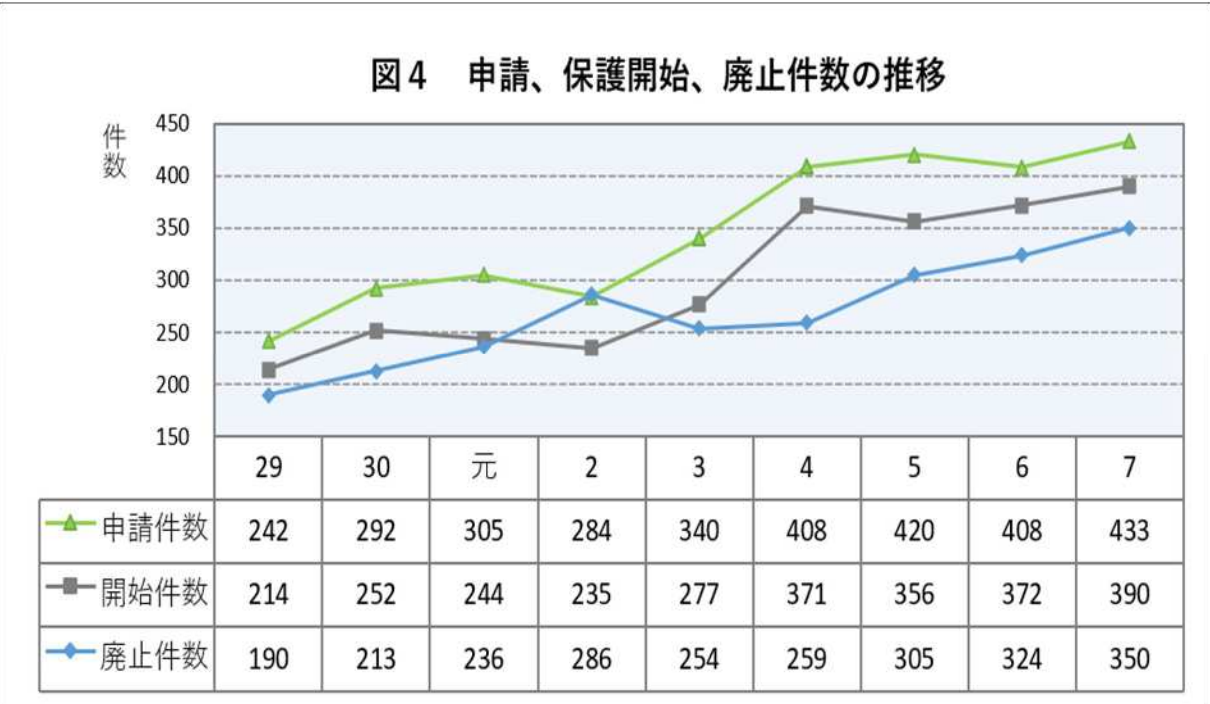
（２）世帯類型別被保護世帯の状況

令和 8 年 3 月（令和 8 年 3 月分福祉行政報告例）の世帯類型別状況は、高齢者世帯 51.6%、母子世帯 3.3%、障害者世帯 15.7%、傷病者世帯 10.3%、その他世帯 19.2% となっている。



（３）申請、開始、廃止の状況

令和 7 年度中の保護の申請件数は 433 件で、増加傾向が認められる。開始件数、廃止件数もそれぞれ増加しており、増加傾向である。



(4) 自立支援事業（生活保護受給者・生活困窮者）

ア 生活保護受給者

生活保護受給者の自立を支援するため、被保護世帯に対する生活保護ケースワーカーによる通常の訪問調査活動や自立支援に加え、就労支援専門員及び職業訓練支援員による就労支援や自立支援専門員及び住宅ソーシャルワーカーによる自立支援を実施するほか、学習支援事業を実施している。

（令和7年度の主な実績）

◎就労支援専門員事業	240人（68人が就職）
◎職業訓練支援員事業	16人
◎自立支援専門員事業	47人（地域生活支援、療養支援等）
◎住宅ソーシャルワーカー事業	8人（転居等支援終結 7人）
◎学習支援事業	中学生22人 高校生30人 小学生17人

イ 生活困窮者

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者に対して包括的な支援を実施していくこととなった。

生活困窮者自立支援制度では、支援プランの作成をはじめ、幅広い支援メニューを提供し、早期の自立を支援している。

相談窓口は市部については各市が設置、町村部については県が設置している。県は、彩の国くらし安心コンソーシアム（県社会福祉協議会・県社会福祉士会の共同事業体）、就労支援専門員事業コンソーシアム（労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団・一般社団法人埼玉県雇用対策協議会の共同事業体）及び一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークと委託契約を結び、当該委託機関の相談員支援員が中心となり関係機関と連携のもとに支援を実施している。

（令和7年度の主な実績）

◎ 自立相談支援事業（新規相談件数）	526件
◎ 支援プラン作成	338件
・住居確保給付金支給	3件
・居住支援	0件
・家計改善支援	115件
・就労準備支援	3件
・就労支援	101件

(5) 実施体制

生活保護制度の原理・原則に則り、被保護者の処遇の充実を図り、自立の助長を積極的に推進するとともに、他法等による行政諸施策や社会資源を十分活用して、適正な保護の実施に努めている。

また、管内町村役場、民生委員・児童委員、保健所等関係機関との連携を密にし、情報の収集や意見交換を図ることに努めている。

6 地域福祉

(1) 障害者福祉

ア 特別障害者手当等の支給

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害者（児）に対して、手当を支給する。

（支給月：2月、5月、8月、11月 各手当額：令和8年4月現在）

☐ 特別障害者手当（20歳以上）

30,450 円／月

☐ 障害児福祉手当（20歳未満）

16,560 円／月

☐ 経過的福祉手当（改正法施行前（昭和61年4月1日）の20歳以上の福祉手当受給者）

※特別障害者手当、障害基礎年金を支給されていない者が対象

16,560 円／月

特別障害者手当等受給者数

令和8年3月31日現在（単位：人）

町 村	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
三 芳 町	29	23	0	52
毛 呂 山 町	21	19	1	41
越 生 町	8	9	0	17
滑 川 町	20	17	0	37
嵐 山 町	13	12	0	25
小 川 町	26	6	0	32
川 島 町	25	5	0	30
吉 見 町	22	7	0	29
鳩 山 町	10	5	0	15
ときがわ町	12	3	0	15
東 秩 父 村	1	0	0	1
合 計	187	106	1	294

イ 障害児等療育支援事業

在宅障害児（者）の地域における生活を支えるため、訪問、外来による相談・指導及び施設等の職員に対する技術の指導を管内の社会福祉法人等に委託して実施している。

☐ 在宅支援訪問療育等指導事業（基準単価 7,360 円） 1, 166 件

☐ 在宅支援外来療育等指導事業（ " 2,980 円） 4, 186 件

☐ 施設支援一般指導事業（ " 22,800 円） 929 件

※令和7年度実績、件数は延べ数

圏 域	実施法人
朝霞市、和光市、新座市、志木市	(福) 朝霞地区福祉会(みつばすみれ学園)
富士見市、ふじみ野市、三芳町	富士見市(みずほ学園)
所沢市	(福) 藤の実会(さぼっと)
狭山市、入間市	(福) 茶の花福祉会(大樹の森)
飯能市、坂戸市、日高市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、鳩山町	(福) 埼玉医療福祉会(光の家療育センター)
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、 ときがわ町、川島町、吉見町、東秩父村	(福) 昴(ハロークリニック)

ウ 障害福祉施設等支援事業補助金

地域活動支援センター、生活ホーム、重度障害者の居宅改善費を補助する市町村に対して、補助金を交付する。

令和7年度補助金額

(単位：円)

補助事業名	補助金額
地域活動支援センター事業	11,413,000
生活ホーム事業	3,701,000
重度障害者居宅改善整備事業	974,000
合 計	16,088,000

(2) 母子・父子・寡婦福祉

福祉事務所では、母子・父子・寡婦家庭（ひとり親家庭）に対する自立支援のほか、ひとり親家庭の経済的自立や子どもの福祉増進を図るため、福祉資金の貸付けを行っている。

また、福祉事務所に設置されている母子・父子福祉センターでは生活相談、養育費相談、就業相談(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の事前相談など)、法律相談の受付を実施している。

ア 自立支援活動

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき委嘱された母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭が抱える多くの問題に関する相談に応じ、必要な情報提供や指導を行っている。

令和7年度相談件数（延べ件数）

区 分	相談件数	備 考
生 活 一 般	1, 8 0 2	就労、医療など
児 童	1, 5 9 1	養育、教育、就職など
経済的支援・生活援護	6, 7 7 2	生活保護、福祉資金など
そ の 他	1 9	母子生活支援施設など
合 計	1 0, 1 8 4	

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付け

(ア) 貸付けの状況

ひとり親家庭の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けを行っている。

令和7年度 貸付実績

(単位：人、円)

区分		新規分		継続分		合計	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
就学支度資金		166	68,092,980	0	0	166	68,092,980
修学資金	高校	42	10,098,976	93	38,666,076	135	48,765,052
	専修	60	38,742,600	72	55,495,200	132	94,237,800
	高専・大学	99	63,614,400	252	242,063,308	351	305,677,708
	大学院	2	1,030,800	1	522,000	3	1,552,800
	計	203	113,486,776	418	336,746,584	621	450,233,360
修業資金		2	1,632,000	4	2,773,200	6	4,405,200
技能習得資金		14	9,196,800	15	10,958,400	29	20,155,200
医療介護資金		1	188,700	0	0	1	188,700
生活資金		18	10,586,740	8	8,560,000	26	19,146,740
転宅資金		12	2,451,620	0	0	12	2,451,620
住宅資金		1	1,307,000	0	0	1	1,307,000
事業開始資金		1	700,000	0	0	1	700,000
事業継続資金		1	1,050,000	0	0	1	1,050,000
合計		419	208,692,616	445	359,038,184	864	567,730,800

(イ) 償還の推移

令和7年度の償還率は、前年度に比べて、現年度分は減少し、過年度分は増加している。全体としては2.5ポイント減少している。

償還率向上を図るため、初期滞納者への催告や償還特別対策（年2回、夜間電話催告・休日臨宅）を実施している。

また、困難事例については債権管理回収業者に回収を委託している。

償還率の推移

年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
償還率	60.7%	63.2%	65.0%
内 現年度	81.4%	89.0%	90.2%
内 過年度	11.8%	10.8%	11.2%

特別償還対策（令和 7 年度）

電話連絡	臨宅	償還件数	償還額
5 7 1 回	1 2 6 件	4 0 件	1, 8 7 0, 4 1 9 円

※ 7 月と 1 2 月に実施。

債権管理回収業者への委託（令和 7 年度）

委託額	(件数)	償還額
1 3 0, 5 7 5, 7 0 4 円	(3 5 9 件)	1 3, 5 0 5, 7 6 1 円

ウ ひとり親家庭を対象とした就労支援

ひとり親の経済的自立を支援するため、就業支援のノウハウを持つ「就業支援専門員」を平成 2 6 年度から配置している。令和 7 年度は、9 4 名の就業支援を行った結果、就職につながった者が 4 4 名となっている。令和 7 年度、支援者に対して就職者の割合が昨年度より減少しているのは、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、教育訓練給付金を受けて資格取得できる長期間の専門実践教育訓練（看護師など）を受講する方が増えたためであり、数年後に訓練終了とともに就職した時点で、就職者として人数把握できることが理由である。

就業支援者数と就職等の推移

年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
就業支援者数 (A)	9 4 名	8 6 名	8 2 名
職業訓練受講者数	1 4 名	1 2 名	1 7 名
就職者数 (B)	4 4 名	4 9 名	4 6 名
就職率(B/A)	4 6 . 8 %	5 7 . 0 %	5 6 . 1 %

エ 高等職業訓練促進給付金

ひとり親で、看護師、介護福祉士等の資格取得のため、6 か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（上限 4 年間）について月額 7 0, 5 0 0 円（市町村民税非課税世帯は 1 0 万円）を支給する。令和 7 年度は 6 件の事前審査、受付を行った。

「高等職業訓練促進資金貸付」

県社会福祉協議会が行う貸付制度であり、事前相談や申請の窓口を行っている。高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。

なお、養成機関を修了し、資格取得をした日から 1 年以内に、その資格を生かして埼玉県内で就職し、5 年間従事した場合、返還の債務が全額免除される。

受付件数の推移

年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
高等職業訓練促進給付金	6 件	1 1 件	3 件
高等職業訓練促進資金貸付	2 件	4 件	3 件

オ 自立支援教育訓練給付金

指定する教育講座の受講が終了した場合に、経費の 8 0 %（限度額 2 0 万円）を支給する。

受付件数の推移

年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
件数	9 件	1 0 件	5 件

(3) 女性相談

女性が抱えている日常生活上の様々な問題について、母子・父子自立支援員が相談支援を行っている。配偶者からの暴力（DV）等により、緊急に保護が必要な場合は、保護施設に一時保護を依頼している。令和 7 年度は 4 ケースの保護を行った。

令和 7 年度相談状況

	来所相談	出張相談	電話相談	メール	その他	合計
実人員 (人)	1 1	5 人	4 9	0	3	6 8
相談延べ件数 (件)	1 1	6 人	8 3	0	4	1 0 4

来所による相談の主訴の内訳について、夫からの暴力、離婚問題、家庭不和等が多かった。

(4) 児童福祉

ア 児童福祉施設への入所委託

管内の町村に係る母子生活支援施設及び助産施設への入所委託を行っている。令和7年度の新規入所委託件数は、母子生活支援施設6件、助産施設は該当なしであった。

イ 児童扶養手当に係る遺棄証明

町村に提出された児童扶養手当認定請求のうち、父親又は母親が児童を1年以上遺棄しているものについては、福祉事務所長が遺棄の証明を行っている。

令和7年度は2件であった。

ウ 妊産婦等生活援助事業

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年）に基づき、令和6年4月1日から実施された事業である。

具体的には、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行うものであり、令和6年度の委託件数は1件、令和7年度は2件であった。

(5) 日本赤十字社埼玉県支部西部地区

日本赤十字社埼玉県支部と管内町村分区との連絡調整を行うほか、赤十字奉仕団連絡調整会議へ出席している。